

# 明和・原良地域における乗合タクシーの導入について

(道路運送法第21条許可申請関係)

## 【概要】

- ・路線バスの運転者不足が深刻化する中で、バス路線等を維持していくためには、需要の少ない路線は交通モードの転換を図り、そのリソースで幹線を維持・充実していく必要がある。
- ・交通事業者との協議を踏まえた路線再編を行うことにより、既存公共交通が利用できなくなる地域（最寄りのバス停から300m以遠で廃止されたバス停がある地域等）に対し、新たに乗合タクシーを導入する。

## ○明和・原良地域乗合タクシー事業計画（案）

## 【経過及び今後のスケジュール】

令和7年度

- 路線バス事業者との協議
- 町内会等への説明会（1/30、2/16）
- 鹿児島市地域公共交通会議（2/19）の開催

令和8年4月～

- 明和・原良地域・実証運行開始（道路運送法第21条許可）  
※九州運輸局による許可や8年度当初予算の状況等により、時期等を変更する場合あり

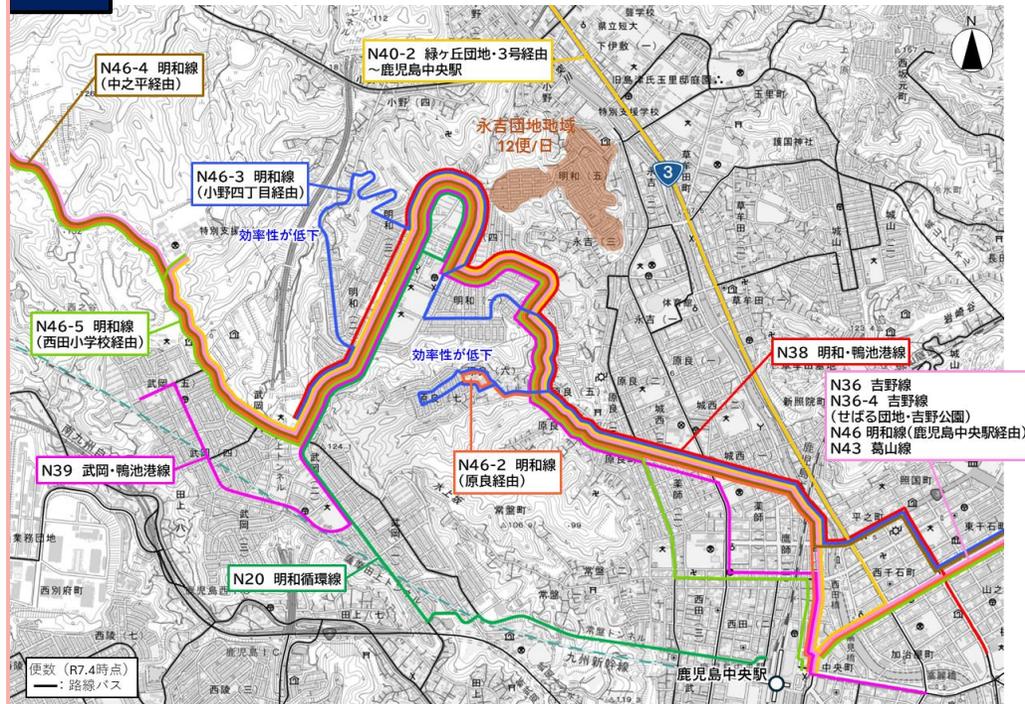
# 明和・原良地域のバス路線の再編について

## 【地域の状況】

- 立地適正化計画での団地核を含む区域であり、運行便数も多い。
- 一部路線では、利用者数が限られ運行の効率性が低下。便数が少なく利用者にとっても利便性が低い。

〔N46-2明和線（原良経由）, N46-3明和線（小野四丁目経由）〕

## 現状



## 【利便増進事業の内容】

### ①幹線の強化

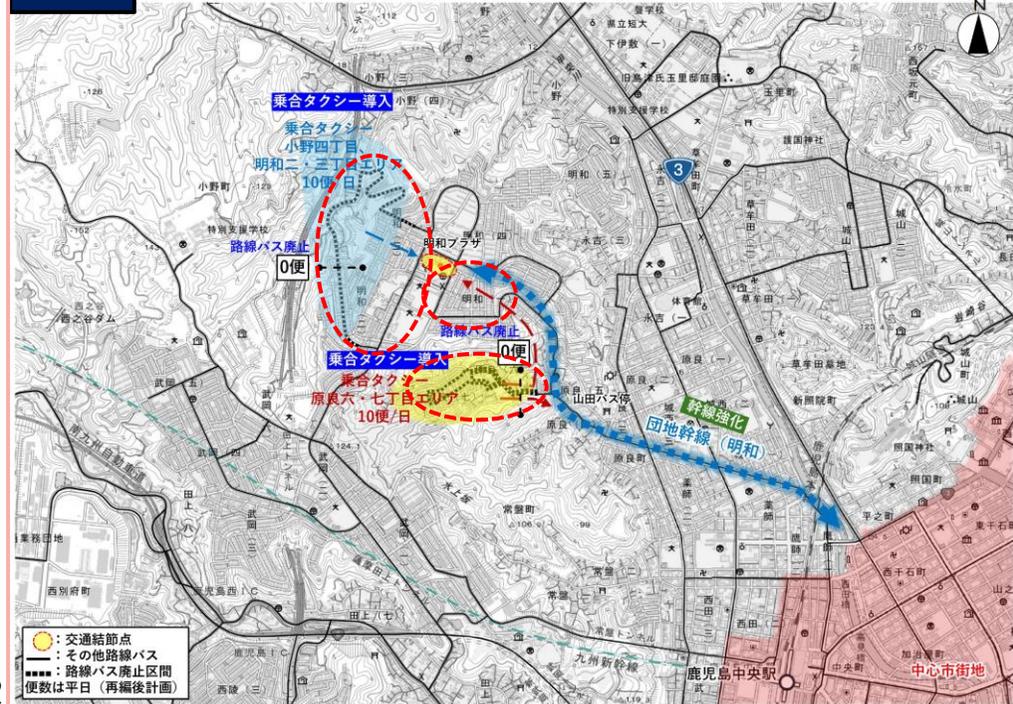
- 需要が多い幹線を維持・強化。

### ②交通モードの最適化

- 需要に応じ、利用が少ない地域のバス路線を補完交通（乗合タクシー）に転換し、点在する需要に対し、ドアツードアで結節点等まで効率的に移動手段を確保。

※ R8年4月に路線バスを廃止し、実証運行として乗合タクシーを導入。実証運行の結果を踏まえ、R8年10月に本格運行を開始。

## 再編後



○ 明和・原良地域乗合タクシー事業計画（案）

- (1) 事業形態  
道路運送法第21条による乗合旅客の運行
- (2) 運行形態  
区域運行（デマンド方式）  
※明和、小野、原良エリア内において、利用者の自宅付近等と運行目的地を結ぶもの（ドアツードア）
- (3) 運行区域 ※右図のとおり  
・明和・小野エリア（明和二丁目、三丁目、小野四丁目の一部）  
・原良エリア（原良六丁目、七丁目）
- (4) 運送の区間

区域	乗車地点		降車地点	
明和・小野エリア ↓ 山形屋ショッピングプラザ明和店 グプラザ明和店 ↓ 原良エリア ↓ 城西方面 下伊敷方面	利用者宅（明和・小野エリア）		—	
	山形屋ショッピングプラザ明和店 明和小学校前バス停			
	利用者宅（原良エリア）			
	—	山形屋ストア城西店 花岡通りバス停 城西公園前バス停 白石病院	タイヨー伊敷店 コスモス伊敷店 下伊敷バス停	—
城西方面 下伊敷方面 ↓ 原良エリア ↓ 山形屋ショッピングプラザ明和店 ↓ 明和・小野エリア	山形屋ストア城西店 花岡通りバス停 城西公園前バス停 白石病院	タイヨー伊敷店 コスモス伊敷店 下伊敷バス停	—	
	利用者宅（原良エリア）			
	山形屋ショッピングプラザ明和店 明和小学校前バス停			
	—	利用者宅（明和・小野エリア）		

- (5) 運行時刻  
往路5便、復路5便 計10便（5往復）

明和・小野エリア ↓ 原良エリア ↓ 城西方面 下伊敷方面	第1便	第2便	第3便	第4便	第5便
	8:15	9:15	12:15	13:00	15:15
城西方面 下伊敷方面 ↓ 原良エリア ↓ 明和・小野エリア	第1便	第2便	第3便	第4便	第5便
	10:00	10:45	13:45	14:30	16:00

- (6) 運行日  
月曜日～金曜日（祝日及び12/31～1/3は運休）

- (7) 運賃（片道）※令和9年度に運賃改定を行う予定  
明和・小野エリア、原良エリア⇄運行目的地 150円  
※未就学児は、保護者1人同伴につき、1人分無料
- (8) 決済方法  
運行事業者の決済方法（現金）
- (9) 利用方法  
利用者の事前登録及び事前予約（2時間前まで）が必要
- (10) 運行事業者  
鹿児島第一交通株式会社、鶴丸交通株式会社、株式会社増留タクシー（1か月毎に輪番で運行）
- (11) 運行車両・台数  
セダントップ（乗客定員4人、タクシー事業と併用）・1台（予約状況に応じて追加配車）
- (12) 運行期間  
令和8年4月1日～令和8年9月30日  
※令和8年10月以降は、運行事業者と連携し、4条許可での本格運行に向けて取り組む。

